

## 【参考】

### 兵庫県災害復旧連絡協議会規約

(趣 旨)

平成 16 年の台風 23 号による農地・農業用施設の被害(農災)は未曾有のものでしたが、人命や生活関連施設にも多大な被害が生じたことから農災は後回しとせざるを得なくなり、対応も立ち遅れたことは否めません。この経験を踏まえ、甚大な農災に対し迅速に対応できる機構を構築するため、農業土木に携わる組織、団体が結集し、連絡協議会を結成するものである。

(目 的)

第 1 条 この協議会は、兵庫県における農地・農業用施設災害復旧事業に係る査定設計業務の支援を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(名称および事務局)

第 2 条 この協議会は、兵庫県災害復旧連絡協議会と称し、事務局を兵庫県土地改良事業団体連合会(以下、「兵庫県土連」という。)におく。

(組 織)

第 3 条 この協議会は、兵庫県土連と兵庫県農業土木技術職員OB及び兵庫県土連の外注業者台帳に登録された測量・設計業務を一括して行うコンサルタントをもって構成する。

(活 動)

第 4 条 この協議会は、次の活動を行う。

- (1) 農地・農業用施設災害復旧事業に係る査定設計業務への支援に関すること
- (2) 農地・農業用施設災害復旧事業に関する研修会の開催
- (3) 農地・農業用施設災害復旧事業に係る兵庫県及び兵庫県土連会員市町との連携および調整
- (4) その他第 1 条の目的達成に必要な活動

(役 員)

第 5 条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 幹 事 若干名

(役員を選任)

第 6 条 役員は、次により選任する。

- (1) 役員は、会議において選任する。
- (2) 会長および副会長は役員の間選により選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第 8 条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 幹事は、この協議会の活動計画および運営について審議する。

(会 議)

第 9 条 この協議会の会議は、必要が生じたとき、その都度会長が召集する。

附 則

この規約は、平成 17 年 7 月 28 日から施行する。

# 兵庫県災害復旧連絡協議会について

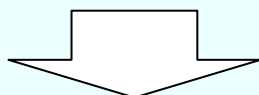
## 設置の目的

### 災害復旧を取り巻く状況

- ・ 災害発生リスクの増加
- ・ 行財政改革や公共事業縮減に伴う技術者の減少

### 災害復旧対応の実情

- ・ 短期間での査定設計書作成
- ・ 甚大な災害では、被災地域だけでは測量・設計業務の実施が困難



### 協議会の設置

農業土木関連の技術集団が広域的に連携することにより、膨大な査定設計書作成等を迅速かつ効率的に実施するために協議会を設置

## 活動内容

### ◆ 甚大な災害発生時の測量・設計業務の実施

協議会では、兵庫県土連を中心にして、実施困難となっている測量・設計業務を会員の相互協力により、早期に実施します。

- 兵庫県災害復旧連絡協議会【協力会社 60 社】  
(事務局：兵庫県土地改良事業団体連合会)

### ◆ 災害対応に備えた知識の蓄積と情報共有

非常時に円滑な対応ができるよう情報交換・情報共有を行い、災害対応能力の向上を図ります。

- ・ 災害復旧マニュアル等の充実
- ・ 災害復旧事業研修会の実施
- ・ 行政機関との意見交換

### 協議会の近年の災害復旧支援実績

#### 【H21.台風 9 号災害】

- 職員派遣  
佐用町に2名  
期間：H21.10～H23.9
- 査定設計書作成業務  
宍粟市・上郡町・たつの市

#### 【H23.台風 12 号・15 号災害】

- 査定設計書作成業務  
高砂市・淡路市・  
洲本市・南あわじ市
- 協力設計会社  
26 社(県内:22 社)